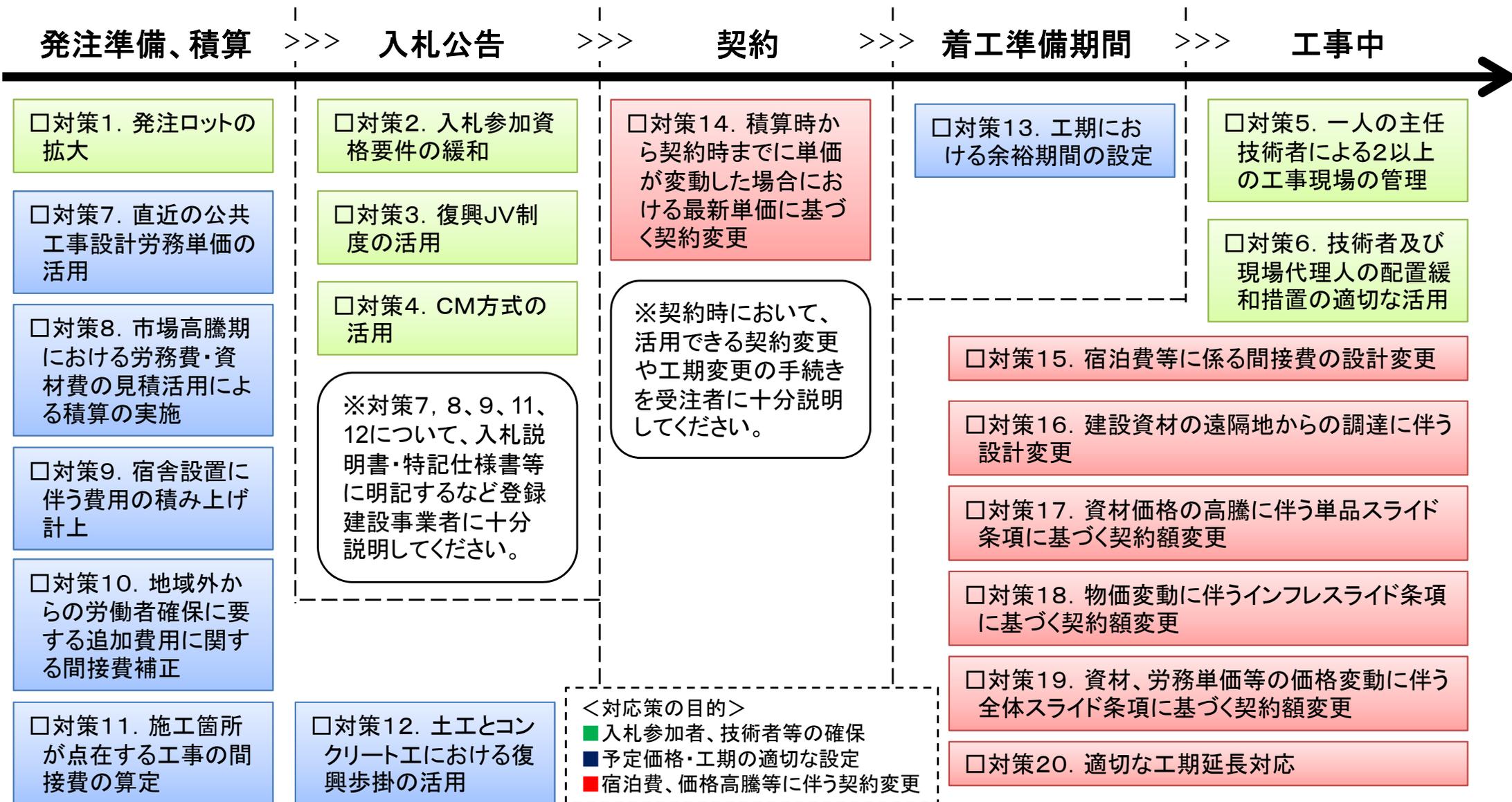


復旧・復興事業の施工確保対策一覧

- 建設業者の不足、人材・資材の不足や価格高騰の状況で、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため活用しうる対策は以下の通りなので、発注者は、地域の实情に応じて、必要な対応策を採用しているか確認してください。
- 応札を検討している建設企業は、発注者が採用している対応策を事前に確認してください。



※発注者は、特に重要な工事については、発注時期等の見通しを登録建設事業者に十分広報してください。

対策	状況	対応方法	関係通知等
1. 発注ロットの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>技術者を効率的に活用したい場合</u> ▶ 発注数を減じて、発注事務負担の軽減をしたい場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近接する工事、同一工種の工事などを束ねて発注するなど、<u>発注ロットを拡大</u>する <p>(留意事項) 積算時には「施工箇所が点在する工事の間接費の積算」を活用</p>	
2. 入札参加資格の地域要件の拡大、施工実績要件又は等級要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>地域内の企業に受注余力が無い場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個別工事の入札参加資格の<u>地域要件</u>について、工事施工地域外の企業の入札を認めるなど、<u>設定範囲を拡大</u> ▶ 個別工事の入札参加資格の<u>施工実績要件</u>について、工種のみを要件とし、施工規模については要件としないなど、<u>工事の品質を確保しつつ緩和</u> ▶ 個別工事の入札参加資格の<u>等級要件</u>について、工事規模に比して技術的難易度が比較的低い場合は下位等級にも入札参加を認めるなど、<u>工事の品質を確保しつつ緩和</u> 	
3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>人材不足や大型工事のため、地域の単体企業だけでは技術者や労働者を確保することが困難と想定される場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域外の建設企業の技術者等を活用できるよう、被災地域内の企業と被災地域外の建設企業で結成される<u>復興JVに入札への参加を認める</u>。 <p>(留意事項) 宿泊費等に係る間接費の設計変更等が活用可能であることを現場説明事項等に明記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成24年2月29日付国土入企第34号「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」 ▶ 平成24年10月10日付国土入企第19号「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」

対策	状況	対応方法	関係通知等
4. CM方式の活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>人材不足や多数の工事発注があるため、地域の単体企業だけでは技術者や労働者を確保することが困難と想定される場合</u> ▶ 発注数を減じて、発注事務負担の軽減をしたい場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能な入札契約方式(CM方式)を活用する。 	
5. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>近接する2以上の工事現場を同一の施工者が施工する場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>10km程度の近接した場所に2以上の工事現場があり、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事である場合、同一の専任の主任技術者がこれらの現場を管理することができる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成25年2月5日付国土建348号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」 ▶ 平成25年9月19日付国土建162号「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」
6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置の適切な活用		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合、<u>現場代理人の常駐義務の緩和可能</u> ▶ 「<u>契約締結から現場着手までの間</u>」、「<u>検査終了後の期間</u>」等は現場代理人の常駐や<u>監理技術者又は主任技術者の専任を要しないことが可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成25年2月5日付国土建348号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」

対策	状況	対応方法	関係通知等
7. 直近の公共工事設計労務単価の活用		▶ <u>平成25年度公共工事設計労務単価</u> を適切に活用して積算を実施する	▶ 平成25年3月29日付24農振第2404号、国土建労第40号、国港技第126号「平成25年度公共工事設計労務単価について」 ▶ 平成25年3月29日付国土入企第37号「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」
8. 市場高騰期における労務費・資材費の見積活用による積算の実施	▶ <u>価格変動が著しく、通常の積算価格では市場価格を適切に反映することが困難な場合</u>	▶ 価格変動が著しい特定の地域について、 <u>見積もりを積極的に活用</u> して積算を実施する	▶ 平成24年6月29日付国土入企第12号「東日本大震災の被災地域での建設工事等における適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について」
9. 宿舎設置に伴う費用の積み上げ計上	▶ <u>宿舎不足のため、施工者が地域外から確保した労働者に対して、宿泊施設の確保が困難であることが想定される場合</u>	▶ 積算時に、 <u>宿泊施設の必要戸数の建設費用を共通仮設費の積み上げ分として計上</u>	▶ 平成25年2月25日付け国土入企第32号「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する試行について」
10. 地域外からの労働者確保に要する追加費用に関する間接費補正	▶ <u>宿舎不足のため、施工者が地域外から確保した労働者に対して、宿泊施設の確保が困難であることが想定される場合</u>	▶ 積算時に、「 <u>宿泊費</u> 」、「 <u>労働者の輸送に要する費用</u> 」、「 <u>募集及び解散に要する費用</u> 」について、現行積算基準による積算では乖離が生じることを想定し、 <u>共通仮設費率と現場管理費率に補正係数を乗じる</u> 。	▶ 平成24年2月29日付け国土入企第38号「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」

対策	状況	対応方法	関係通知等
11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発注ロットの拡大等により、<u>一つの発注で施工箇所が複数あり、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがある場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>積算時に、点在する施工箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を計上</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」 ➢ 平成25年3月8日付総行行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」
12. 土工とコンクリート工における復興歩掛の活用		<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>土工とコンクリート工の32工種について、日当たり作業量を10%低減させた復興歩掛を用いて積算</u> ➢ 施工パッケージ型積算方式について、復興歩掛を用いて策定した32パッケージを活用 <p>※平成25年10月1日以降の入札から適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成25年9月12日付国総公第60号の2「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛について」
13. 工期における余裕期間の設定	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>人材や資材の不足のため、施工者が着工前に人材や資材を準備する期間が必要な場合</u> ➢ 施工者が工事を受注する際、<u>施工中の別の工事の工期と重複し、専任の監理技術者等の確保に懸念が生じる場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実工事期間とは別に、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための<u>余裕期間を、実工事期間の30%かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。</u> 	

対策	状況	対応方法	関係通知等
14. 積算時から契約時まで単価が変動した場合における最新単価に基づく契約変更	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>資材価格が上昇したり、公共工事設計労務単価が見直されるなど、積算時点で設定した単価と請負契約締結時点の単価が異なる場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>当初契約締結後ただちに単価適用年月を変更し、新しい設計単価に基づく請負金額の変更を行う</u> ※岩手県、宮城県及び仙台市で実施中 	
15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>人材不足のため、施工者が、工事実施地域で技術者・労働者を確保できないことが想定される場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>地域外から技術者・労働者を確保するために施工者が必要とする宿泊費や長距離通勤費用について、設計変更対応により発注者が確実に支払うことを条件に契約</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について」 ➤平成25年3月8日付総行行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」
16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>資材不足のため、施工者が工事実施地域で資材を調達できないことが想定される場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>地域外から資材を調達するために施工者が必要とする輸送費等の調達費用について、設計変更対応により発注者が確実に支払うことを条件に契約</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について」 ➤平成25年3月8日付総行行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」
17. 資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>工期中の資材価格の高騰のため、当初の請負代金額が不適当となった場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>生コン等の対象品目毎に、単価変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、単品スライド条項(公共工事標準請負約款第25条第5項)に基づき契約額を変更</u> 	

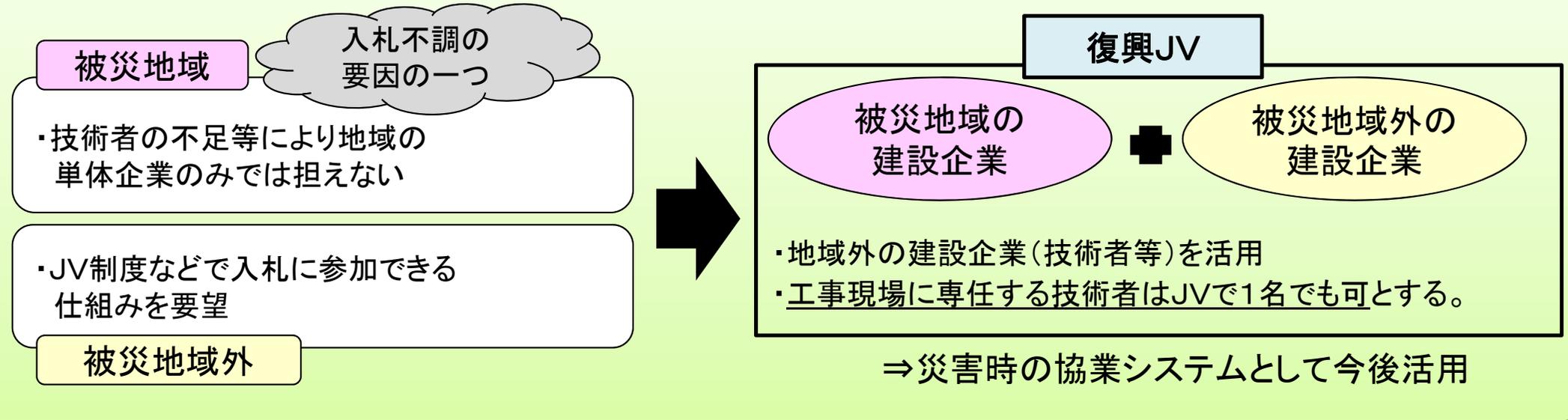
対策	状況	対応方法	関係通知等
18. 物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更	<p>➤ <u>工期中の予期することができない、特別の事情により、工期内に日本国内において、急激なインフレーションまたはデフレーションが生じたため、当初の請負額が不相当となった場合</u></p> <p>➤ <u>工期中に公共工事設計労務単価が改定された場合</u></p>	<p>➤ <u>労務単価改訂がなされた日以降の残工事量について、物価変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、インフレスライド条項(公共工事標準請負約款第25条第6項)に基づき契約額を変更</u></p>	<p>➤平成24年2月17日付「東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う請負代金の変更等について」</p>
19. 資材、労務単価等の価格変動に伴う全体スライド条項に基づく契約額変更	<p>➤ <u>長期間の工事(工期が12ヶ月を超える工事)における資材、労務単価等の価格変動のため、当初の請負代金額が不相当となった場合</u></p>	<p>➤ <u>資材、労務単価等の価格変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、全体スライド条項(公共工事標準請負約款第25条第1項から第4項)に基づき契約額を変更</u></p>	
20. 適切な工期延長対応	<p><u>人材や資材の不足のため、建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じた場合</u></p>	<p>➤ <u>受注者の責によらない事由として工事の一時中止命令や工期延長を行い、積算基準に基づき契約額の変更を行う。</u></p>	

施工確保対策個別資料

入札参加者、技術者等の確保

復興JV制度

岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて(H24.10.10 改正)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格がWTO対象工事とならない額までを上限(特定JV対象工事は除く)とする工事(改正前:予定価格が5億円程度を上限)
- ③ 構成員(数、組合せ及び資格)
 - ・ 2ないし3社
 - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
 - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1とし、最大3まで(改正前:最大2まで)
単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

対策3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用②(導入状況)

〈復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度の導入状況〉(平成25年9月4日時点)

宮城県における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ②予定価格 3千万円以上3億円未満:東北・北海道型の復興JV(A、Sランク)が対象
3億円以上19.4億円未満:東北・北海道型の復興JV(Sランク)、全国型の復興JV(Sランク)が対象
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 土木一式、舗装工事、建築一式共に出資比率に関わらず県内に本社・本店を有する企業
- ⑤登録件数 **104件、(平成24年度実績:79件)**
- ⑥落札件数 **復興JVの落札は17件(平成24年度からの累計)**

岩手県における運用状況

- ①対象工種 全ての工事種別(19業種:土、建、電、管、舗、鋼橋、PC、法、機、塗、グラウト、通信、浚渫、造、ボーリング、消防、標識、鋼工、防)
- ②予定価格 2千5百万円以上19.4億円未満
- ③構成員数 2~3社(構成員は岩手県内に本社又は本店を有していること。ただし、機械設備工事で専ら水閘門の施工を目的とする場合は所在地の要件はなし。)
- ④代表者 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域(二戸地域振興センターの所管区域除く)に本社又は本店を有していること
ただし、機械設備工事で専ら水閘門の施工を目的とする場合は岩手県内に本社又は本店を有していること
- ⑤登録件数 **10件、(平成24年度実績:21件)**
- ⑥落札件数 **復興JVの落札は8件(平成24年度からの累計)**

仙台市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事
- ②予定価格 1千万円以上5億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内企業(土木工事:格付け評点800点以上、舗装工事:格付け評点750点以上)
- ⑤登録件数 **6件(平成24年度から継続)**
- ⑥工事公告 平成24年11月7日より復興JV対象工事を公告

石巻市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ②予定価格 3千万円以上19.4億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内の最上位等級企業
- ⑤登録件数 **24件、(平成24年度実績:12件)**
- ⑥落札件数 **復興JVの落札は7件(平成24年度からの累計)**

国土交通省における運用状況

- ①対象工事 被災3県における工事のうち、地方整備局長等が必要があると認める工事
- ②予定価格 5.8億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず被災地域に本店が所在する企業
- ⑤登録件数 **3件、(平成24年度実績:3件)**
- ⑥落札件数 **復興JVの落札は2件(平成24年度からの累計)**

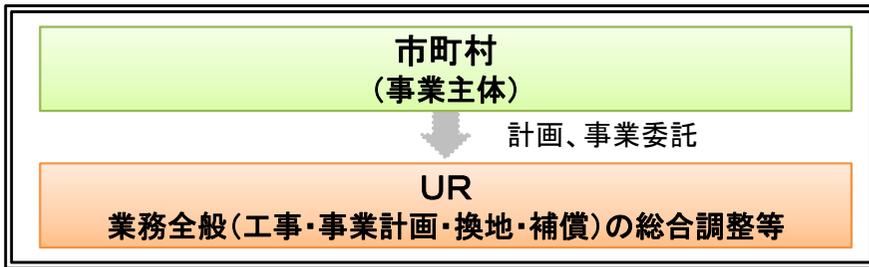
農林水産省における運用状況

- 東北農政局
 - ・復興JVの登録は**0件**
 - ・農業農村整備関係工事で1件公告し、復興JVの落札はなし
- 東北森林管理局及び関東森林管理局
 - ・復興JVの登録は**10件(平成24年度実績:10件)**
 - ・海岸防災林復旧工事で33件公告し、復興JVの落札は**11件(平成24年度からの累計)**

対策4. CM方式の活用①(URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要)

【メリット】

1. 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
 - ・個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
2. 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
 - ・調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
3. 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
 - ・市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
 - ・活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
4. 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
 - ・市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。
 - ・CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。



<契約者決定>

- ① 宮城県女川町(中心市街地、離半島部)
- ② 宮城県東松島市(野蒜地区)
- ③ 岩手県陸前高田市(高田、今泉地区)
- ④ 岩手県山田町(織笠、山田地区)
- ⑤ 岩手県宮古市(田老地区)
- ⑥ 岩手県大槌町(町方地区)
- ⑦ 宮城県気仙沼市(鹿折、南気仙沼地区)
- ⑧ 宮城県南三陸町(志津川地区)

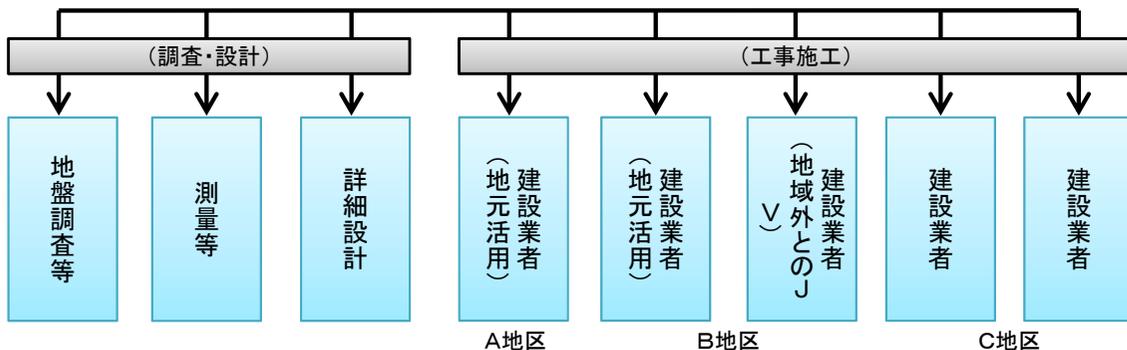
<公募手続中>

- ① 岩手県大船渡市(大船渡駅前周辺地区)
- ② 岩手県釜石市(片岸、鶉住居地区)
- ③ 岩手県山田町(大沢地区)
- ④ 福島県いわき市(薄磯、豊間地区)

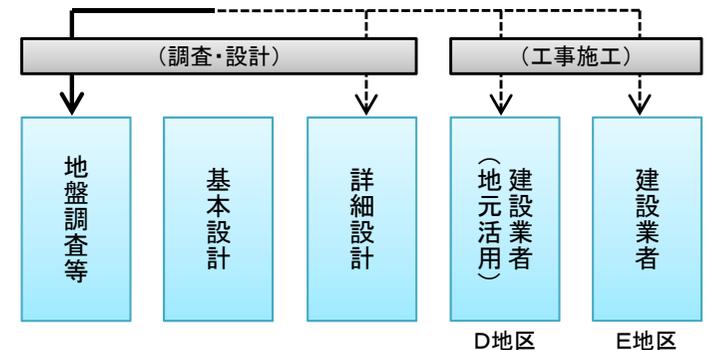
CM契約(請負)・・・公募プロポーザル(技術審査)+価格交渉



(早期整備エリア)

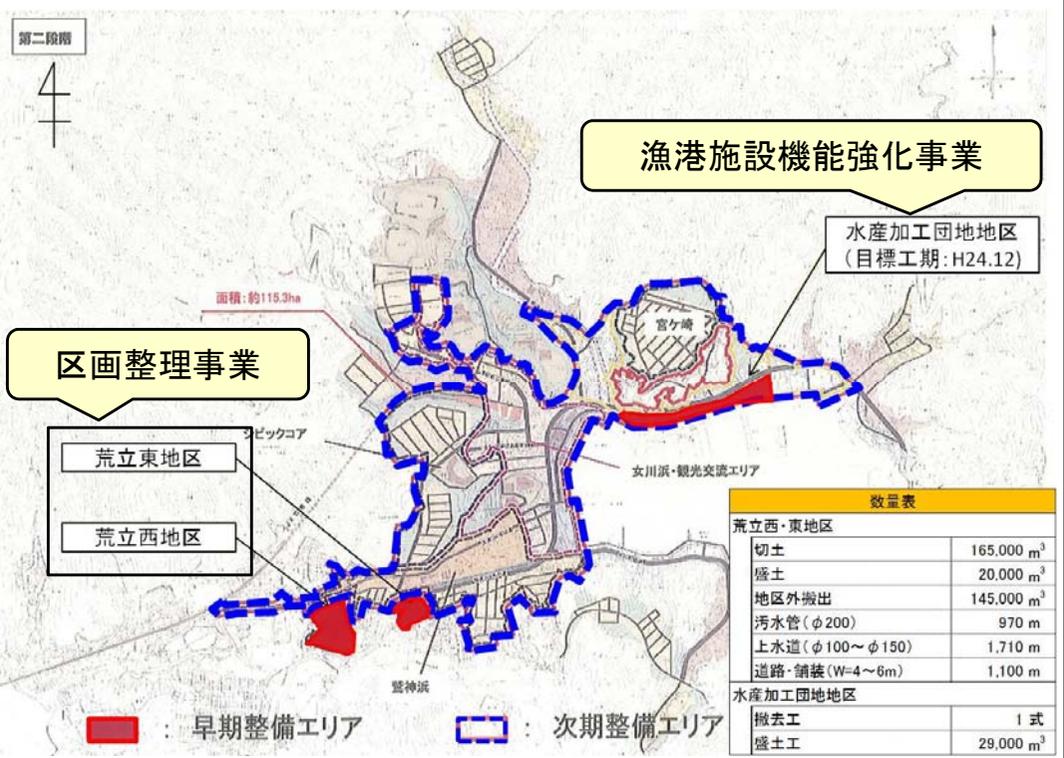


(次期整備エリア)

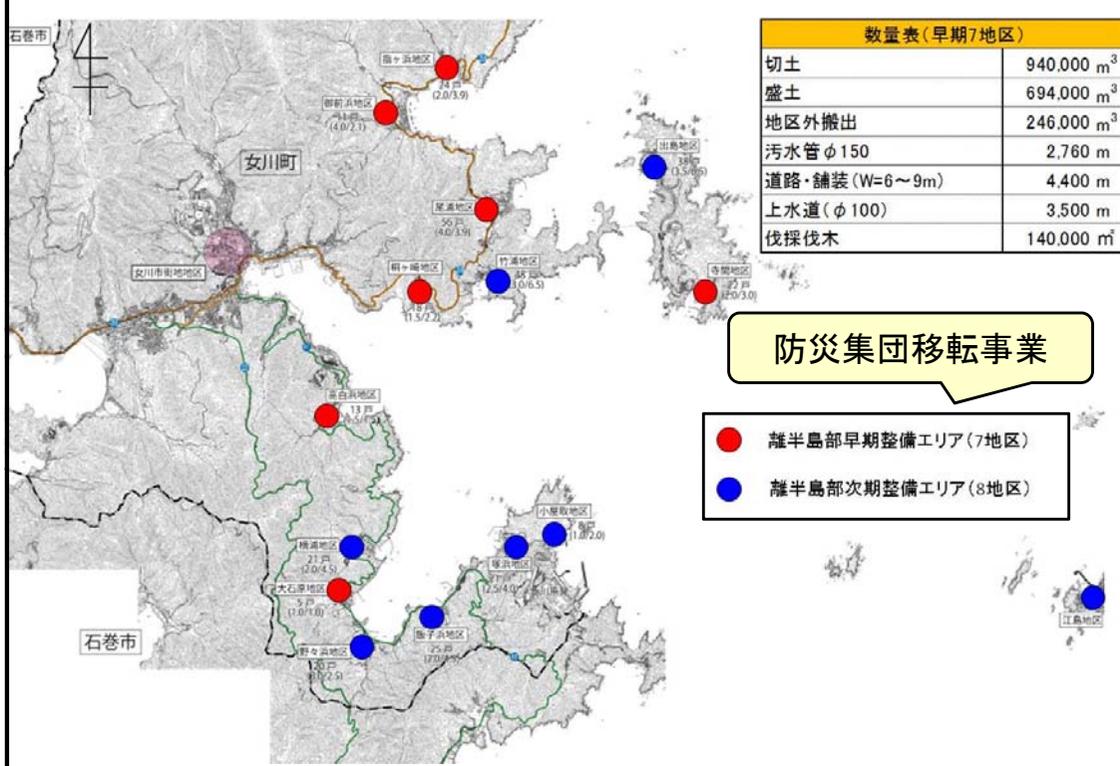


対策4. CM方式の活用②(女川町の整備エリア)

女川地区（中心市街地部）平面図



女川地区（離半島部）平面図



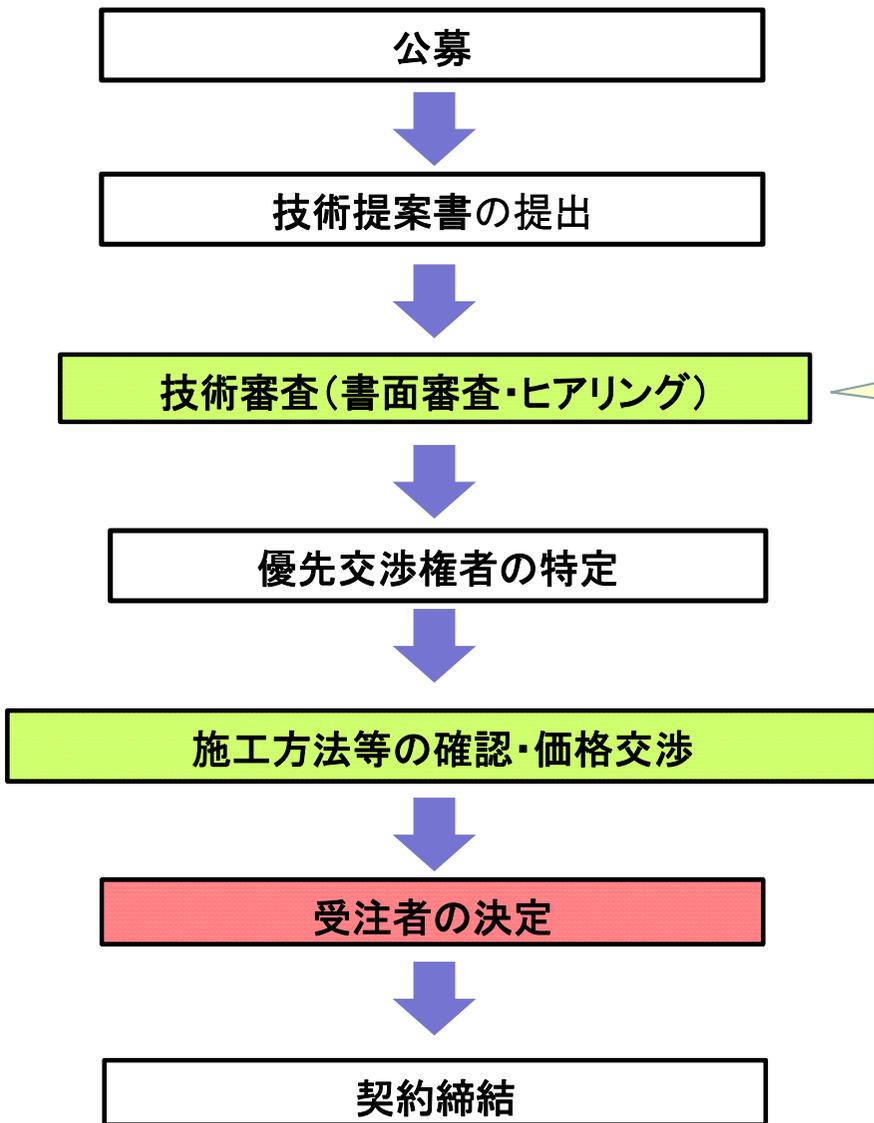
早期整備エリア

地元意向、関係機関協議等から、整備範囲がほぼ確定し、早期に工事着手することが可能なエリア

次期整備エリア

現時点では、整備範囲等が変更になる可能性があり、条件整理等が整った段階で工事着手するエリア

対策4. CM方式の活用③(URにおけるCM業者選定の手続き)



技術審査(書面審査・ヒアリング)の項目の例

- マネジメントの執行体制
(技術者配置計画、役割分担や実務経験)
- リスクマネジメントの視点
(工程、品質、コストに係るリスクの抽出と軽減策)
- 早期整備エリア工事の実施方針
(効率的な施工、環境への配慮、目標工期の達成方法)
- 次期整備エリアの早期事業化に向けた具体的提案
- オープンブックに対する対応方針
(透明性の確保方法や専門工事業者への契約・支払いの方法)
- 地元企業の活用方針

価格交渉の過程(女川町の事例より)

- 概要■
- (1) 施工方法等の確認
 - (2) 確認された内容に基づき価格交渉
 - (3) 見積もり合わせ

- (1) 施工方法等について確認した内容
 - ① 破碎・掘削等の施工方法
 - ② 共通仮設費及び現場管理費に必要な具体的項目
 - ③ マネジメントフィーの率の根拠の確認
- (2) 価格交渉
施工方法等の確認結果を踏まえて、都市再生機構が目標工事額を設定した上で、種別レベルの詳細について単価等の価格交渉を実施
- (3) 見積もり合わせの方法
都市再生機構が契約上限額(予定価格)を作成のうえ、優先交渉権者から見積書の提出を受け、契約上限額を下回ったことから、当該見積書の価格での契約が成立

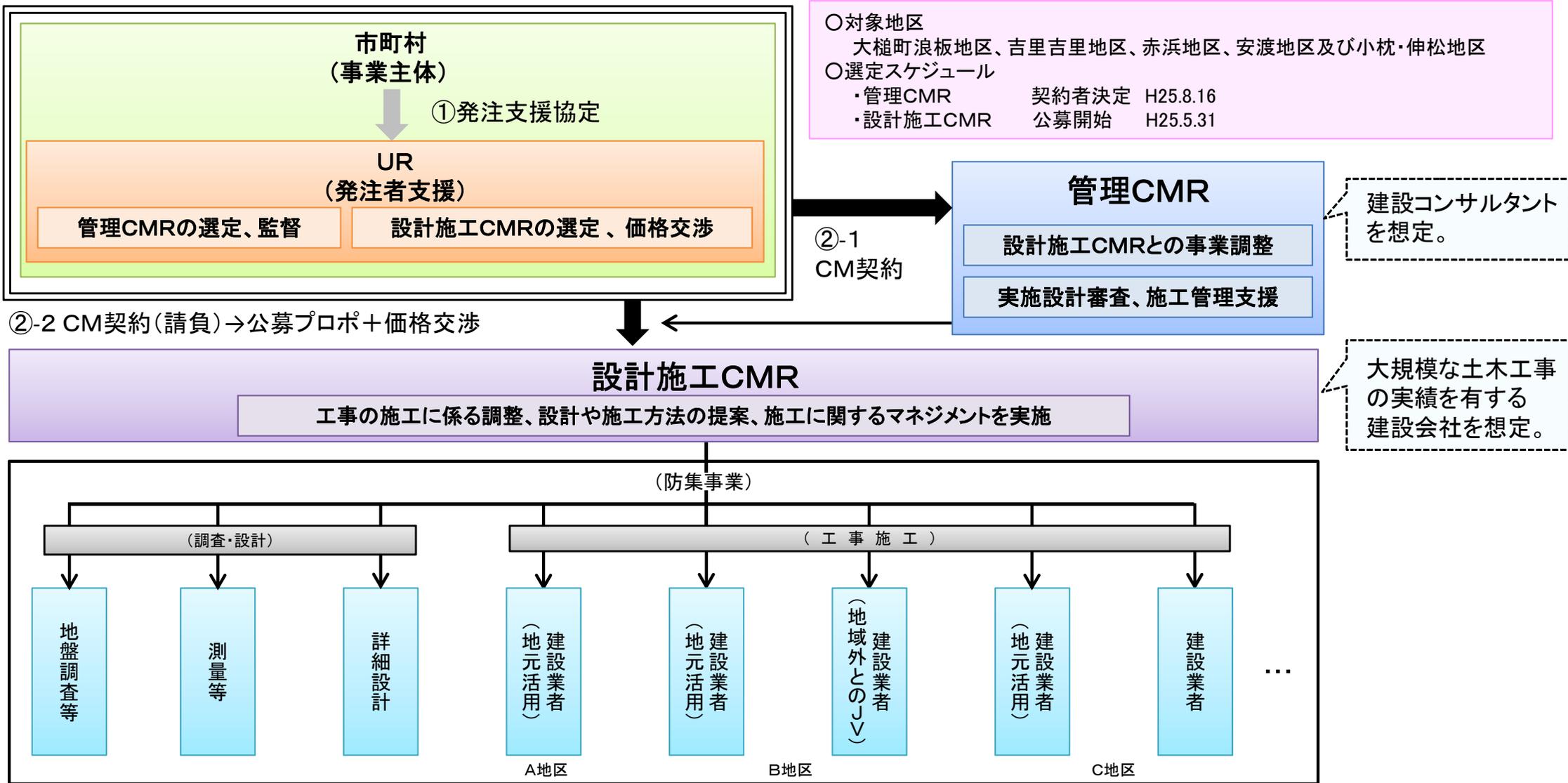
※学識経験者とUR職員で構成する「企画提案審査委員会」が
・技術提案の審査
・優先交渉権者の決定
・価格交渉に関する助言
等を実施。

対策4. CM方式の活用④(CM方式(大槌町方式)の導入)

- 管理CMRとして、建設コンサルタントが参画する方式 → 被災地広範に活用する事が可能
- 大槌町でモデル的に実施し、今後、市町村の要望に応じて拡大
- 今後、復興庁と連携して、本方式を含め市町村の要望を把握

- 対象地区
大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区
- 選定スケジュール

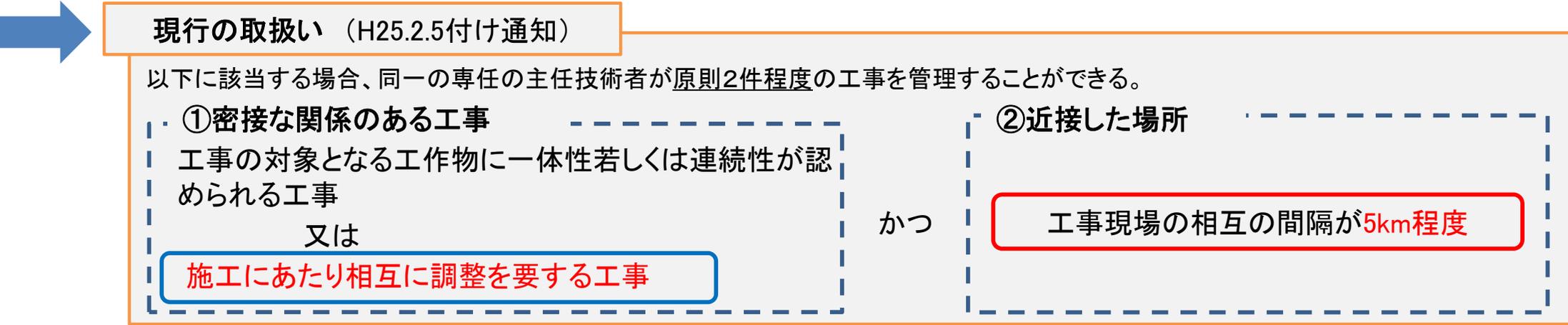
・管理CMR	契約者決定	H25.8.16
・設計施工CMR	公募開始	H25.5.31



- ① CMRに、地元企業を優先して活用することを義務付け
- ② オープンブック方式の活用
- ③ コスト&フィーの採用
- ④ VE方式の採用

対策5. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理(被災地における専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】)

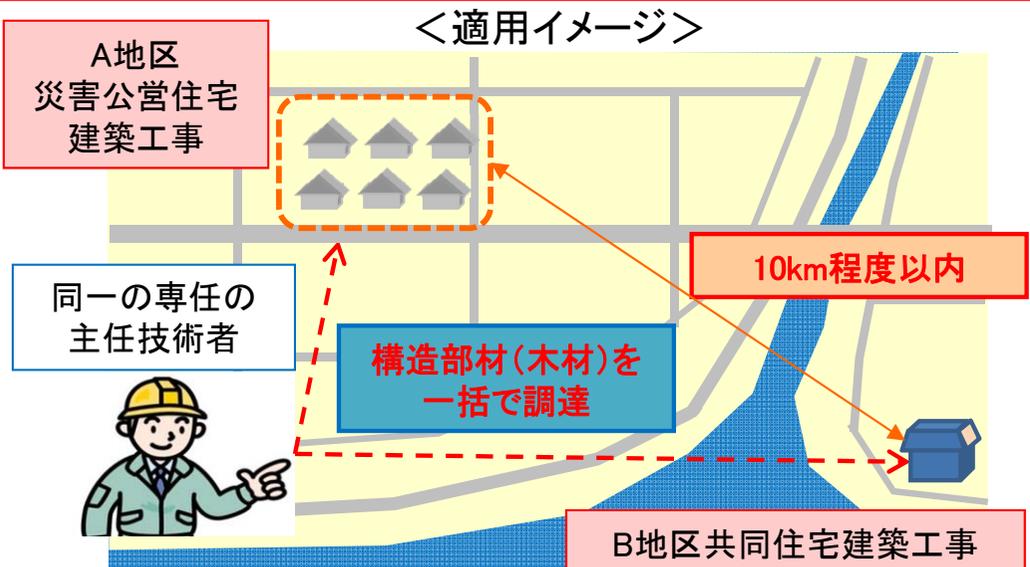
(建設業法施行令 第27条第2項)
 前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。



復興の加速化のため、東日本大震災の被災地に限り、要件の緩和を行う。(H25.9.19付け通知)

被災地における緩和策

- ①密接な関係のある工事
 - 「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】
 - (例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
 - ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- ②近接した場所
 - 工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用



適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

対策6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置①(現場代理人の常駐義務の緩和)

現場代理人: 工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

- 現場代理人は、原則として工事現場に**常駐**が必要
- 同一工事における現場代理人と技術者(監理技術者、主任技術者又は専門技術者)は**兼務可能**

➡ 以下の**両方を満足**すると**発注者が認めた場合には常駐を要しない**こととすることができる。

- ①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
 - ②発注者との連絡体制が確保されること
- (公共工事標準請負契約約款 第10条第3項)

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について(平成23年11月14日付け)

【留意点】 現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されるものではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例 (技術者を兼務するような場合)

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件*	技術者を兼務しないため、関係なし	非専任	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 専任 (監理技術者 主任技術者(右記以外)) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 工事に密接な関係があり、現場が5km程度以内である場合の主任技術者 </div>
他の工事現場との兼任	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ技術者も兼務可能)	A工事 ✕ B工事 ⇒現場の兼任不可(*技術者の専任制のため)	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ主任技術者も兼務可能)

* 技術者の専任を要する工事: 1件の請負金額が2,500万円以上(建築一式は5,000万円以上)の工事

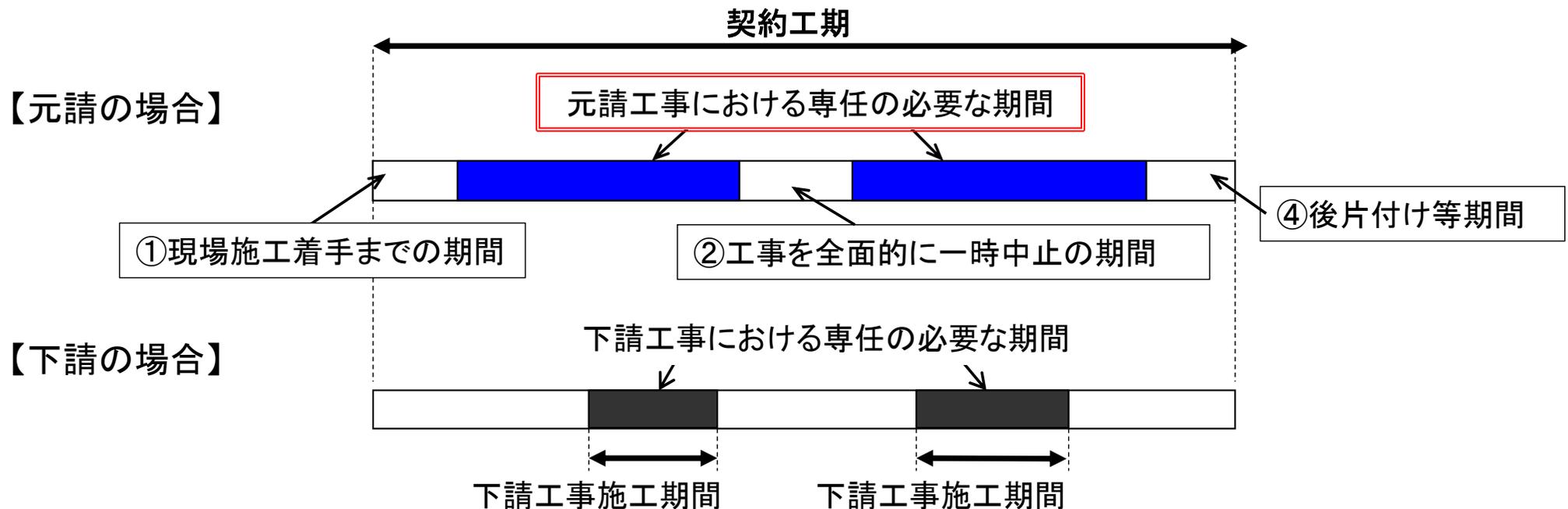
○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。



以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には工事現場への専任は要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例)現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間 等
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
(例)工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- ④ 工事完了後、検査が終了し*、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
*発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない

○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。



予定価格・工期の適切な設定

I. 基本的認識

(長引く労働条件の悪化、若年者の減少)

- 建設投資の減少に伴うダンピング受注の激化と、下請へのしわ寄せによって、技能労働者の賃金が低下。
- また、社会保険料も適正に支払われず、法令上の義務があるのに最低限の福利厚生すら確保されていない企業が多数存在。

これらが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている。

(構造的な労働者不足が顕在化、今後も続く労働需給のひっ迫)

- その結果、ここに来て、労働需給のひっ迫傾向が顕在化。入札不調も各地で増加。
- この傾向は一時的なものではない。いま、適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新に支障を及ぼすおそれ。

構造的な労働需給のひっ迫を適切に設計労務単価へ反映

★ デフレ脱却のためにも、労働者の所得を増やすことが重要

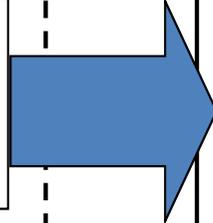
II. 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置 (被災三県について単価を5%引上げ)

全国 (全職種単純平均値) 前年度比; +15.1%

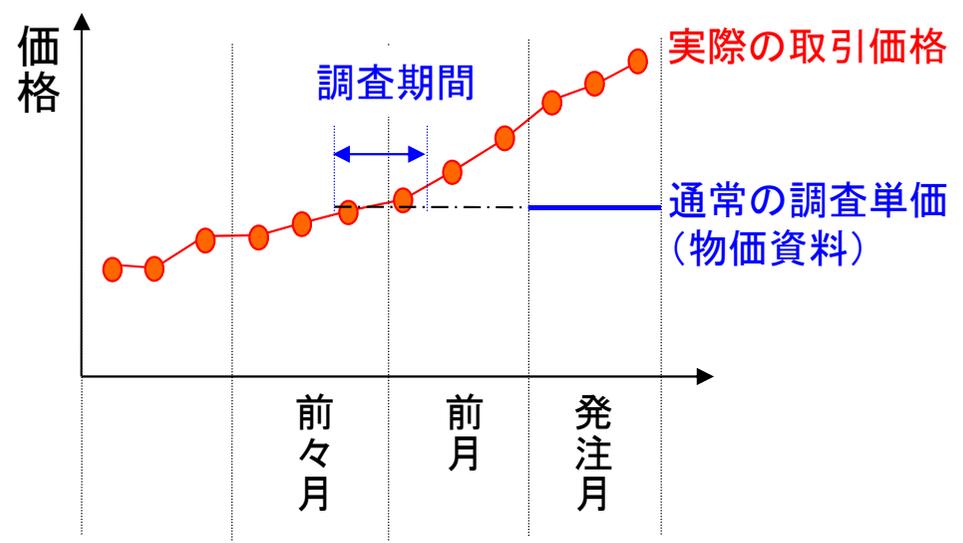
被災三県 (全職種単純平均値) 前年度比; +21.0%

価格変動が著しい場合には、通常の積算価格では、市場価格を適切に反映することが困難。

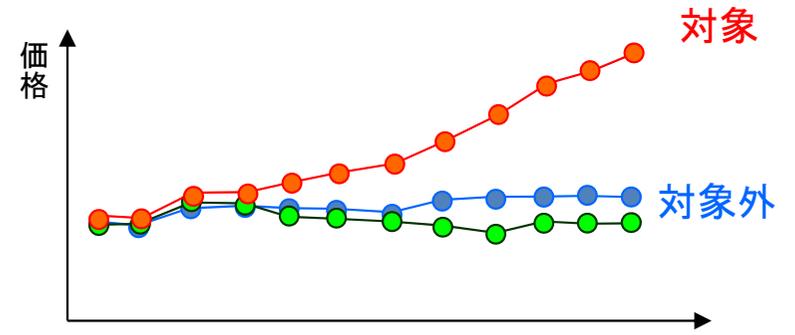


価格変動が著しい特定の地域について、見積りを積極的に活用して積算に市場価格を反映する。

- ◆価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがある。



- ◆被災3県内において、特定の地域で資材等の著しい価格変動が確認された場合は、見積り調査を実施。



- ◆見積り調査結果は、1月以内※に発注する他の発注にも適用。(発注事務の軽減)

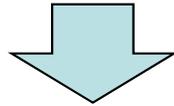
※労務費については、数ヶ月以内の当該地域の発注に適用。

対策9. 宿舎設置に伴う費用の積み上げ計上

東日本大震災被災地では、地域外から確保した労働者の宿泊施設の確保が困難になっている地域もある。大規模な事業などにおいて、入札不調・不落を防止するため、宿舎を建設せざるを得ない場合もありうることから、積算の考え方を整理する。

工事を行う地域において

- ・地域内での労働者確保が困難。
- ・域外からの労働者を宿泊させる施設が確保できない。
- ・工事の不調・不落が多発。



全国の実績として、工事での労働者宿舎の建設実績がなく、実質的に共通仮設費の率分として計上されていないダム建設工事、トンネル工事以外の工事を対象に、宿舎を建設せざるを得ない場合の積算の考え方を整理し、不調・不落による復興の遅れを防ぐ。

積算方法の概要

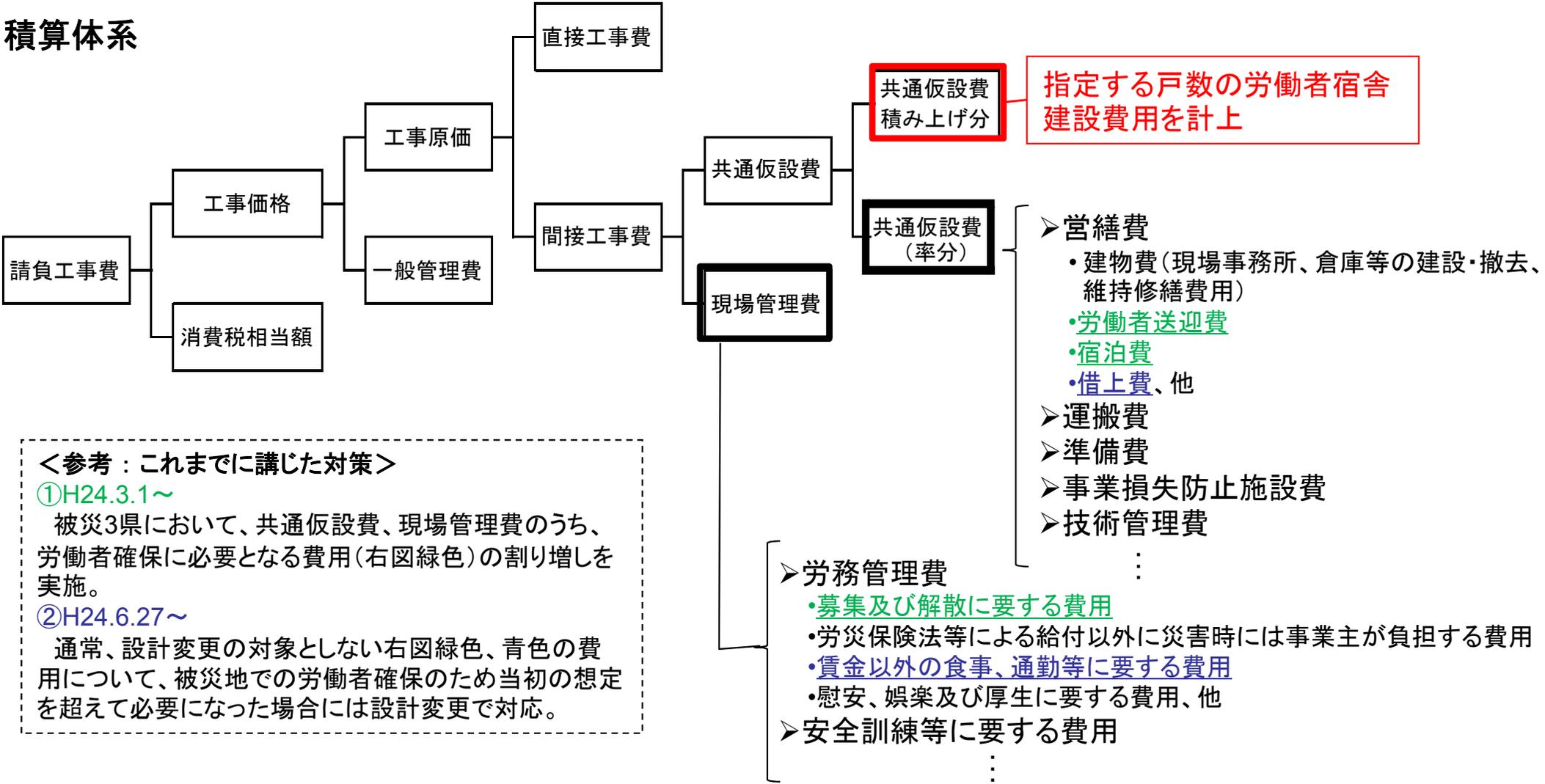
- 特記仕様書で建設戸数を指定し、指定戸数分の建設費用を共通仮設費の積上げ分として計上。
- 必要に応じて、事業終了後の撤去費についても積み上げ計上。



参考：積算における労働者宿舎対策

○ 共通仮設費の積み上げ分として、指定する戸数の労働者宿舎の建設費用を計上。

積算体系



<参考：これまでに講じた対策>

①H24.3.1～
被災3県において、共通仮設費、現場管理費のうち、労働者確保に必要となる費用(右図緑色)の割り増しを実施。

②H24.6.27～
通常、設計変更の対象としない右図緑色、青色の費用について、被災地での労働者確保のため当初の想定を超えて必要になった場合には設計変更で対応。

○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じることが考えられるため、「施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしている。

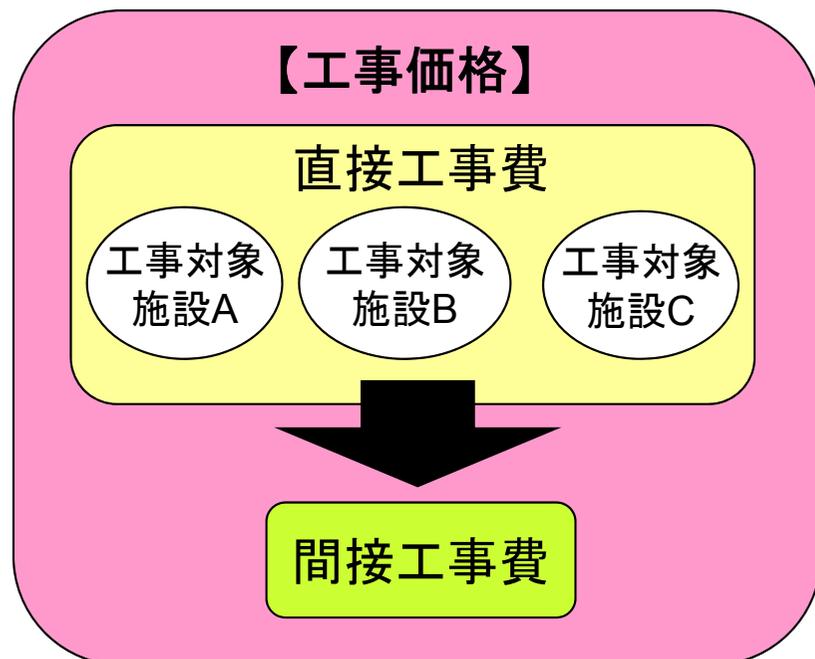
○これまでは、工事箇所が市町村をまたいで点在することを要件としていたところ、市町村合併により市町村の面積が拡大したことを受け、発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所の点在により間接費の増が見込まれる工事について、適用可能とする。

(平成24年6月27日通知)

■間接費計上のイメージ (例: 同一市町村内での複数施設の補修工事を行う場合)

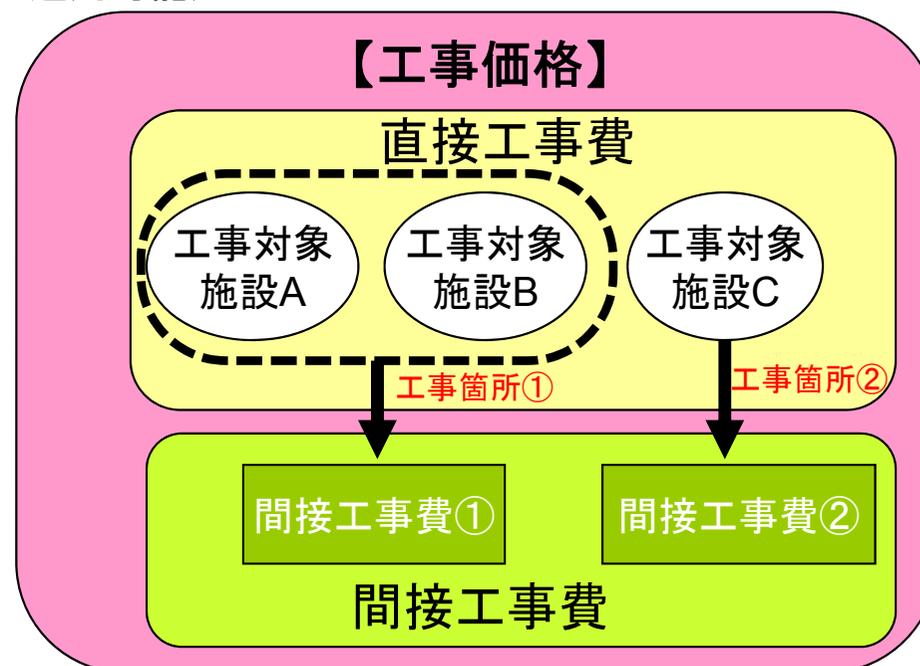
○通常の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○複数の工事箇所での算出方法

※複数の工事箇所毎に間接費を計上(市町村をまたがなくても適用可能)



概要

○東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、標準歩掛と施工実態とに乖離(日当り作業量の低下)が生じている



○このため、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における施工実態の調査を実施



○調査の結果、「土工」及び「コンクリート工」において、日当り作業量の低下を確認したため、関係する32工種について、標準歩掛の日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定

※本歩掛は、平成25年10月1日以降に入札する工事から適用

◆日当り作業量の補正内容

①土工(掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業)【3工種】

・ダンプトラック不足等による日当り作業量の低下を確認

→日当り作業量を10%補正

②コンクリート工【29工種】

・セメント供給不足等による日当り作業量の低下を確認

→無筋・鉄筋構造物、擁壁工などCo打設を伴う工種で日当り作業量を10%補正

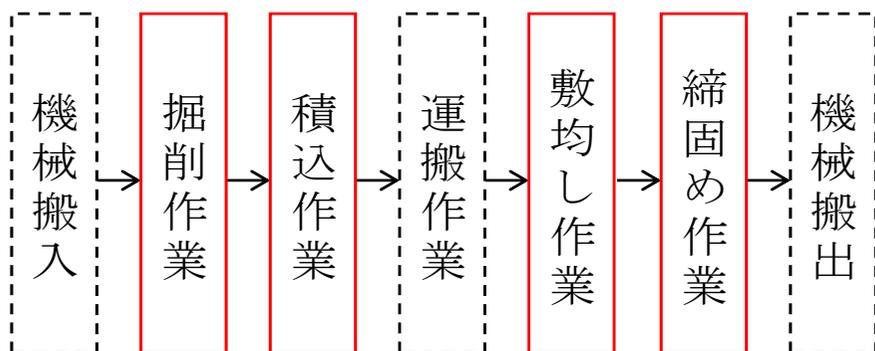
※詳細は(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html)

対策12. 復興歩掛の活用②(土工関連工種 概要)

作業内容

・道路工事や河川工事で行われる、バックホウによる土砂の掘削積み込み及びダンプトラックで運搬された土砂の、敷均し締固めまでの一連の土工作業。

施工フロー



日当り施工量の補正対象としているのは、□部分のみである。

対象工種

下記に示す3工種が対象。

番号	工種名
1	機械土工(土砂・超ロングアームバックホウ土工)
2	土の敷均し締固め工
3	土工(砂防)

補正内容

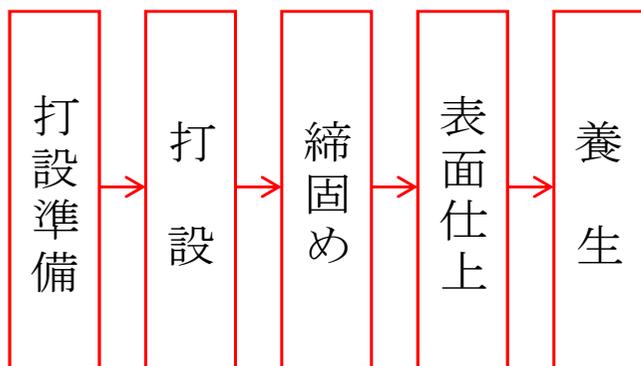
被災3県における土工作業について、ダンプトラック不足等を要因とした、日当り作業量の低下が確認されたため、一連の作業について**日当り作業量を10%低減**させる。

対策12. 復興歩掛の活用③(コンクリート工関連工種 概要)

作業内容

- ・土木構造物の施工にかかる、
コンクリート打設作業全般。

施工フロー



Co打設



締固め



養生

日当り施工量の補正対象としているのは、□部分のみである。

補正内容

被災3県におけるコンクリート打設作業について、コンクリート供給不足等を要因とした、日当り作業量の低下が確認されたため、一連の作業について**日当り作業量を10%低減**させる。

対象工種

下記に示す、29工種が対象。

番号	工種名
1	コンクリート法枠工
2	コンクリートブロック積工
3	コンクリートブロック張工
4	緑化ブロック積工
5	現場打擁壁工
6	排水構造物工
7	発泡スチロールを用いた超軽量盛土工
8	函渠工(構造物単位)
9	鋼管矢板基礎工
10	コンクリート工
11	消波根固めブロック工
12	消波工
13	護岸基礎ブロック工
14	コンクリート工(砂防)
15	コンクリート舗装工
16	ローラ転圧コンクリート舗装工(RCCP工)
17	橋梁補強工
18	橋梁地覆補修工
19	共同溝工
20	橋台・橋脚工
21	鋼橋床版工
22	ポストテンション桁製作工
23	PC橋架設工
24	ポストテンション場所打ホロースラブ橋工
25	ポストテンション場所打箱桁橋工
26	RC場所打ホロースラブ橋工
27	PC橋片持架設工
28	石積(張)工
29	プレビーム桁製作工(現場)

建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、東北地整では、適切な工期延長への対応や余裕期間の設定等の措置を講じているところ。

①適切な工期延長対応(H23年6月～)

- 建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じる場合には、工事の一時中止や工期延長についての協議に応じることを、現場説明事項書等に条件明示。
- 建設資材の調達遅延を含め、受注者の責によらない事由で、工事の一時中止をかけた場合は、積算基準に基づき契約額の変更を行うことが可能。

②余裕期間の設定(H25年1月～)

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、3県においては、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。

実工事期間の30%かつ3ヶ月
を超えない範囲で設定

工事準備
(30日以内)

工事

後片付け

余裕期間

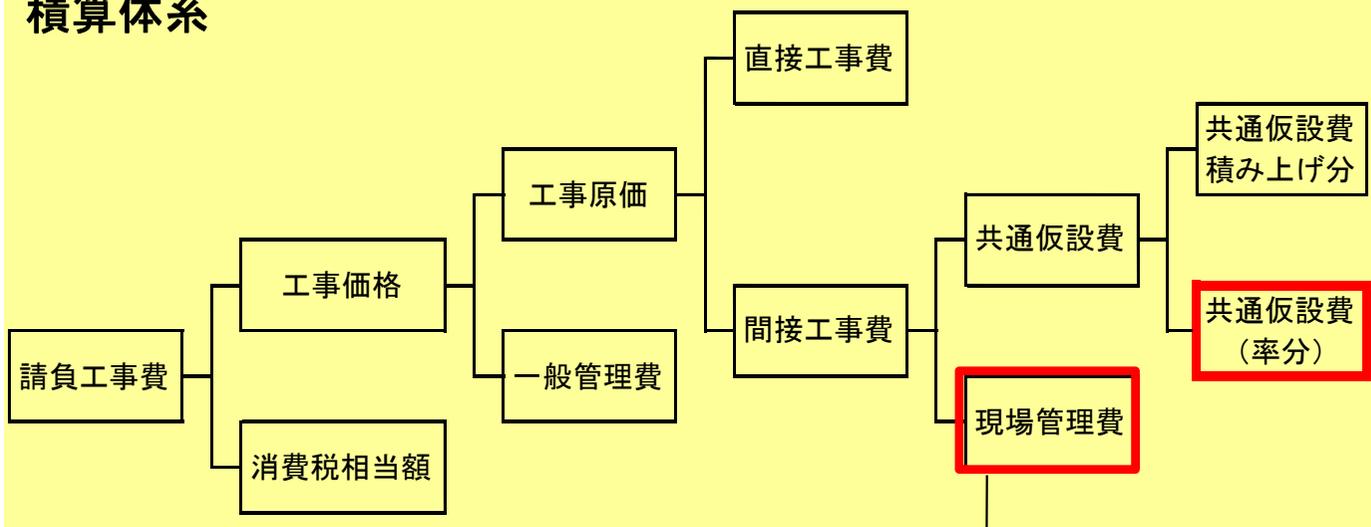
実工事期間
(実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間)

宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更

対策15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更

- 東日本大震災被災地では、地域内では労働者を確保出来ないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。
- これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにする。

積算体系



以下の青字赤字部分を対象に設計変更

- 営繕費
 - ・労働者の輸送に要する費用
 - ・**宿泊費**
 - ・**借上費**
 - ・倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

< これまでに講じた対策 >

①H24.3.1～(平成24年2月29日通知)

被災3県において、共通仮設費、現場管理費のうち、労働者確保に必要な費用(右図青色)の割り増しを実施。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.056
現場管理費	1.005

②H24.6.27～(平成24年6月27日通知)

通常、設計変更の対象としない右図青色、赤色の費用について、被災地での労働者確保のため当初の想定を超えて必要になった場合には設計変更で対応。

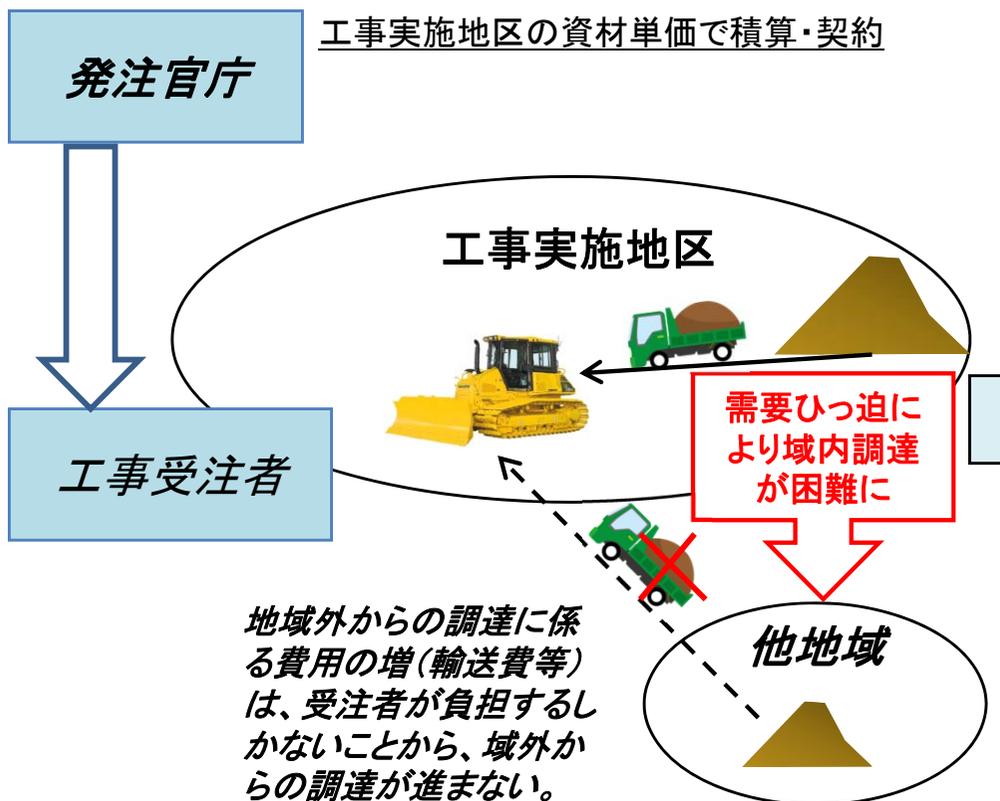
- 労務管理費
 - ・**募集及び解散に要する費用**
 - ・労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
 - ・**賃金以外の食事、通勤等に要する費用**
 - ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用

対策16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更

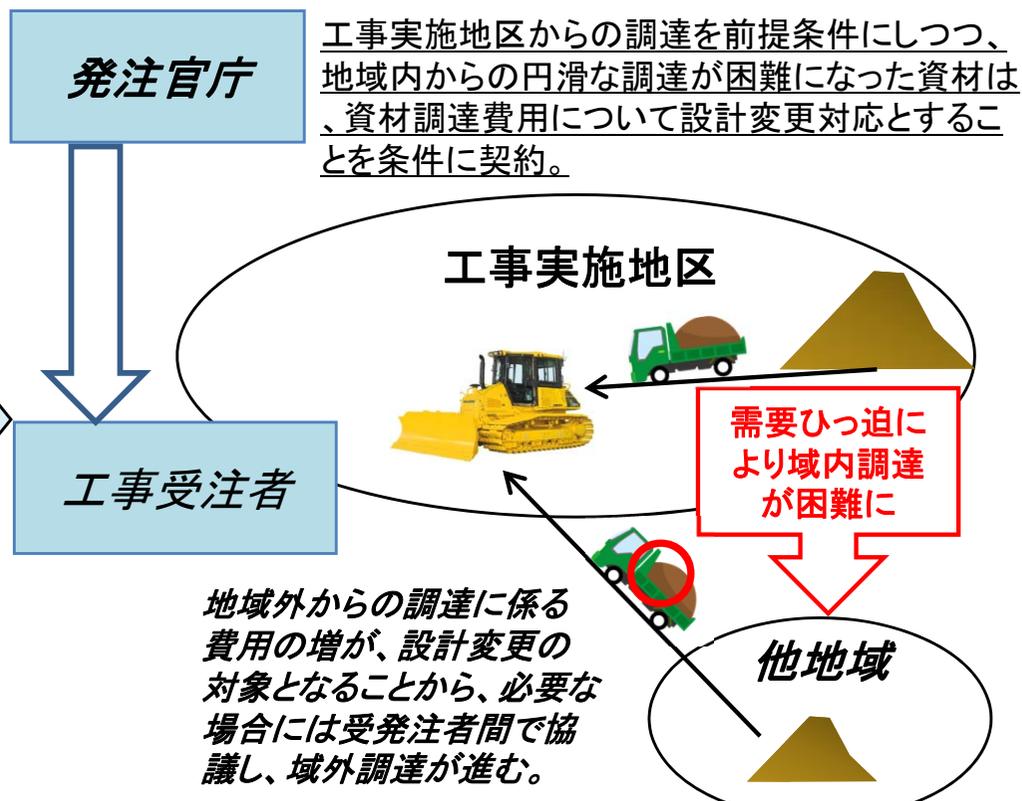
- 被災3県の沿岸地域を中心に、砕石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

(平成24年6月27日通知)

現状



対策



契約後に建設資材の価格が大きく変動した場合に契約額を変更できる、いわゆる単品スライド条項について、被災地で価格が高騰するコンクリート類についても運用のマニュアル化を進め、適用を円滑化。(平成25年3月29日)

単品スライド等に係る主な経緯

昭和55年 単品スライド制度の運用開始(対象は、鋼材類、燃料油に限定)

平成20年7月 単品スライド運用マニュアル(暫定版)の作成

平成20年9月 単品スライド条項の対象の拡大

- ・対象を限定せず、鋼材類、燃料油以外の材料も個別に適用を判断できることに。

平成20年11月 アスファルト類の適用方法を整理し、対象として一般化

平成24年2月 3県内でのインフレスライドの適用を通知

平成24年2月 インフレスライド運用マニュアル作成

平成25年3月 コンクリート類の適用方法を整理し、対象として一般化

- 適用する場合の例示 : 大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増
協同組合の販売価格の大幅な変動
- コンクリート類の対象品目を指定 : 生コン、モルタル、二次製品、セメント、骨材、混和剤
- 対象数量の考え方(証明数量と設計数量の採用の場合分け)を整理。

特定資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

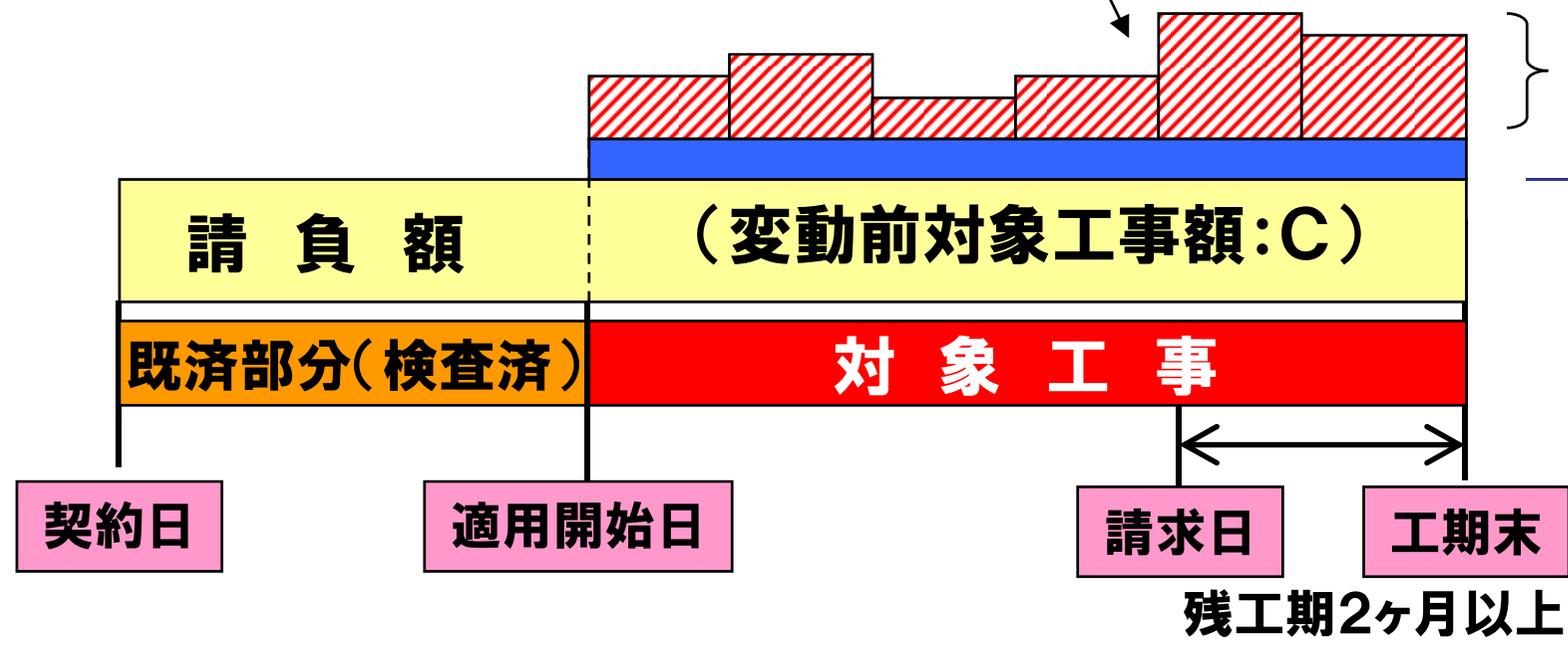
工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類等特定の資材

主要材料の変動額(A)
(材料費のみを対象)



単品スライド変更額
 $= A - C \times 1\%$

ただし、 $A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品スライドの適用可能

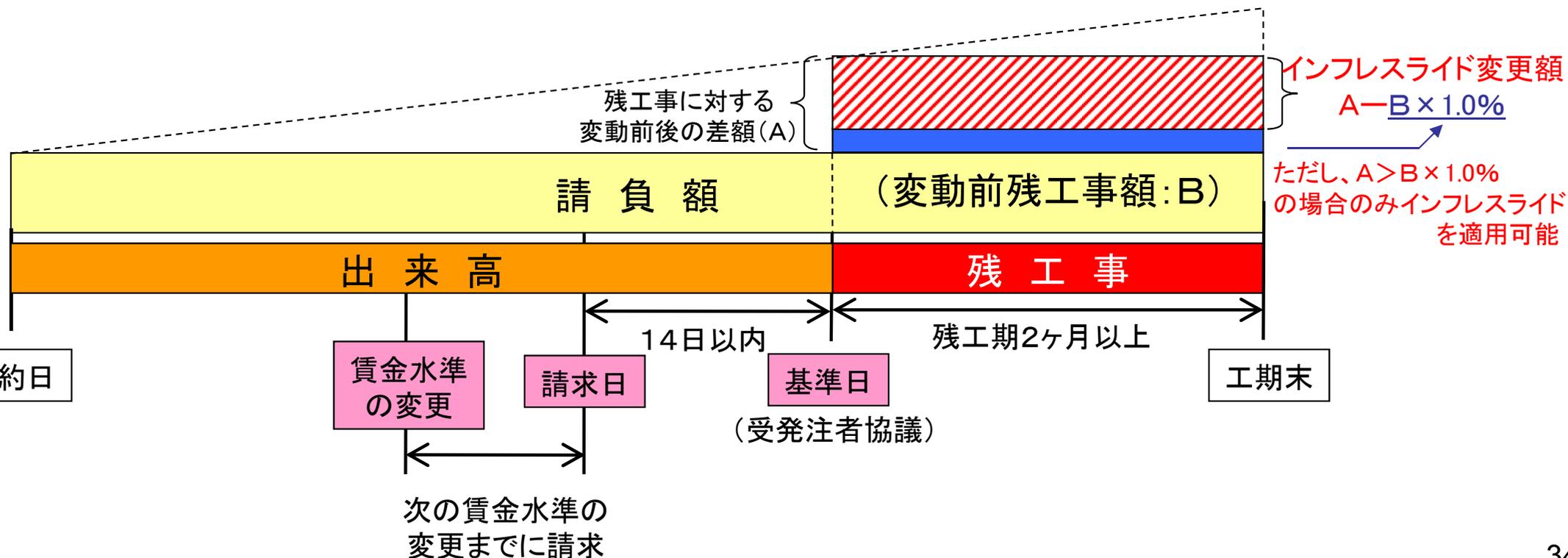
対策18. 物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更

被災三県で実施する工事において、インフレスライド条項が適用できることを通知
(平成24年2月17日通知)

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)

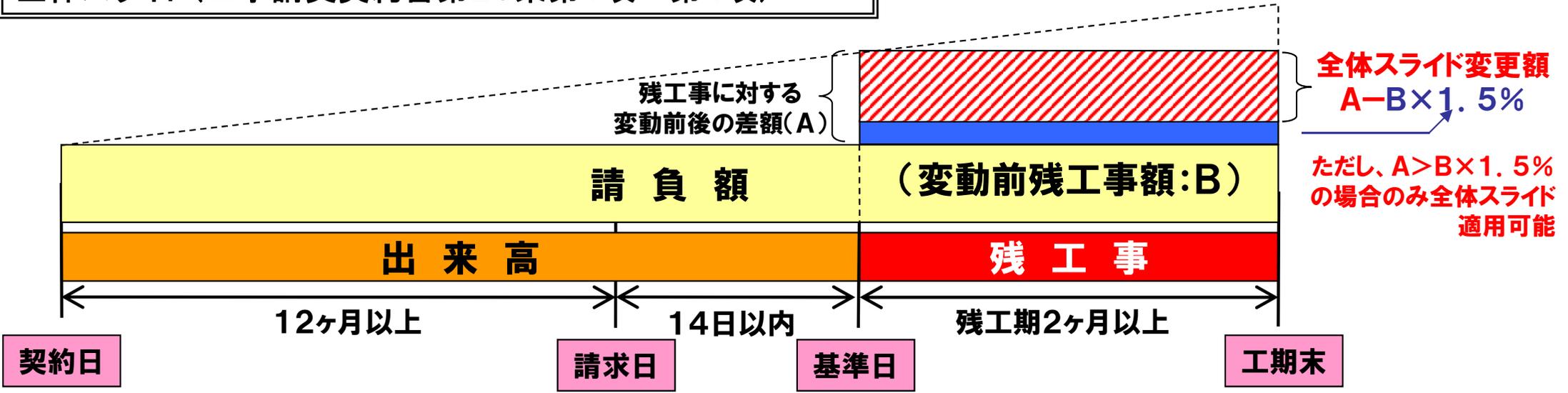


長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第25条第1～4項(全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)

全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



参考:スライド条項について(契約約款第25条)

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	臨時で賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知 (第1次石油危機当時)

建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、東北地整では、適切な工期延長への対応や余裕期間の設定等の措置を講じているところ。

①適切な工期延長対応（H23年6月～）

- 建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じる場合には、工事の一時中止や工期延長についての協議に応じることを、現場説明事項書等に条件明示。
- 建設資材の調達遅延を含め、受注者の責によらない事由で、工事の一時中止をかけた場合は、積算基準に基づき契約額の変更を行うことが可能。

②余裕期間の設定（H25年1月～）

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、3県においては、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。

実工事期間の30%かつ3ヶ月
を超えない範囲で設定



余裕期間

実工事期間
(実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間)